

電子契約サービス利用規約（フリープラン）

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービスの提供条件及び日鉄ソリューションズ株式会社（以下「サービス提供者」といいます。）と利用者との間の権利義務関係を定めたものです。本サービスの利用にあたり、利用者は本規約に同意いただく必要があります。

第1条（利用規約の確認・承諾）

利用者は、本サービスの利用をもって本規約の内容を確認し、これに従うことを承諾しているものとみなします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義を、それぞれ以下の各号のとおり定めます。

- (1) 「本サービス」とは、サービス提供者が提供する電子契約サービスで、WEB ページ（URL：<https://support.f.econtract.jp/services-agreement-web/>）に定めるものをいいます。
- (2) 「利用者」とは本サービスの提供を受ける日本国内に主たる拠点を有する法人、団体または個人をいいます。
- (3) 「追加利用者」とは、日本国内に主たる拠点を有する、以下の①から②に定める者をいいます。
 - ① 利用者の代理人
 - ② 利用者が業務を委託する第三者（アウトソーシング業者を含むがこれに限定されない。）
- (4) 「取引先」とは、ワークスペースを利用して利用者との取引を行う利用者以外の者であって、サービス提供者と本サービスの提供及び利用に関する契約を締結する者をいいます。
- (5) 「ユーザー」とは、利用者又は取引先より本サービスの利用を許可された利用者又は取引先に所属する個人をいいます。
- (6) 「ID」とは、本サービスの利用に関し、個々のユーザーが入力するログイン名をいいます。
- (7) 「パスワード」とは、本サービスの利用に関し、個々のユーザーが ID に応じて入力するパスワードをいいます。
- (8) 「登録データ」とは、ユーザーが本サービスに登録した全ての文書のデータ（文書データ）及び属性のデータ（属性データ）をいい、「本サービス」の定義には含まれません。
- (9) 「当事者署名型電子署名」とは、利用者本人が認証局より取得した自身の電子証明書を利用して電子署名を行う方法をいいます。
- (10) 「第三者製品」とは、本サービスを構成する、サービス提供者以外のサードパーティ（「第三者ベンダー」といいます。）が製造した又は著作権若しくは使用許諾権を有する

ソフトウェア、ハードウェア（付随する記録媒体、印刷物及びオンライン又は電子文書を含む。）又はサービスをいいます

(11)「ワークスペース」とは、利用者と取引先との間で電子契約の締結や文書データの保管等を行うために作成される本サービス内の作業スペースをいいます。

第3条（基本条件）

1. 本サービスはサービス提供者が提供する電子契約サービスであり、その内容は WEB ページに定めるとおりとします。
2. 本サービスの利用地域は、日本国内に限るものとします。
3. 利用者による本サービスの利用期間は、サービス提供者が指定する期間とします。
4. 本サービスの利用可能時間はサービス提供者が指定する時間帯とします。
5. 利用者が本サービスの利用に関して問い合わせをする場合は、サービス提供者所定の連絡先・窓口に対して行うものとします。
6. 利用者は WEB ページに定める利用環境のもとで本サービスを利用するものとします。また、利用者は、インターネット接続及び利用環境について、善良なる管理者の注意をもって情報漏洩等のセキュリティ事故が生じないように管理するものとします。
7. 利用者は、本サービスに障害が生じたときは、速やかにその旨をサービス提供者に通知するものとします。

第4条（ID 及びパスワード）

利用者は、自ら作成した本サービスの ID 及びパスワードを、以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 利用者は、ID 及びパスワードを第三者に開示しないものとします。
- (2) 利用者は、ID 又はパスワードが盗用され又は盗用のおそれがあることを知った場合には、直ちにサービス提供者にその旨を通知するとともに、甲（その委託を受けた者を含む、以下同じ）からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第5条（電子署名）

1. 利用者は、自らが別紙記載の認証局より取得した自身の電子証明書を利用して電子署名を行う場合は、別紙記載の電子証明書が信頼できるものと認め、当該電子証明書を利用して電子署名を行います。
2. 本サービスにおいて電子署名のために利用できる電子証明書は、別紙記載の認証局より取得した電子証明書に限られるものとし、別紙記載の認証局より取得した電子証明書以外の電子証明書を利用者が利用する場合、利用者は、当該利用に基づいて生じた事象について、サービス提供者は何らの責任も負わないことに同意します。
3. 利用者は、前2項の電子証明書を利用して行った電子署名、及び利用者の意思に基づき本サービス提供事業者の電子証明書を利用して行った電子署名による意思表示の効果が、利用者に帰属することを確認します。

4. 利用者は、本条第 1 項又は第 2 項の電子署名に用いた電子証明書の秘密鍵及び暗証番号を、自己の責任において管理するものとし、暗証番号を第三者に知られないように厳重に管理するものとします。なお、利用者が第三者に漏洩したことにより、サービス提供者又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償します。

第 6 条（サービスの一時停止・中止）

1. サービス提供者は、次に掲げる事由が生じたときは、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 電子証明書の認証局及びタイムスタンプの発行局がサービスを停止したとき
 - (2) 天災、戦争・反乱・妨害行為、世界的流行病、サービス提供者の責によらない電源喪失、インターネット又は電気通信上の機能停止、法規制の変更、本サービスで使用される第三者製品について使用許諾条件の変更その他当該第三者製品に起因する事由等、サービス提供者が制御できない事由があるとき
 - (3) 本サービスの運用に必要なメンテナンスを行うとき
 - (4) サービス提供者が、本サービスの運用上、本サービスの提供を停止するやむを得ない事情があると合理的に判断したとき
2. サービス提供者は、次に掲げる事由が生じたときは、利用者に対する本サービスの提供を終了し、利用者に本サービスを使用させないことができます。
 - (1) 利用者が、違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で、本サービスを利用し、又は利用するおそれがあるとき
 - (2) 利用者が、本サービスの他の利用者による利用に重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 利用者が、前二号のほか第三者に不利益若しくは損害を与える行為又は損害を与えるおそれがある行為をしたとき
 - (4) 利用者の故意又は過失により、第 2 条（ID 及びパスワード）の規定に違反する等して、第三者が本サービスを利用したとき
 - (5) その他、利用者がサービス提供者に対する債務の履行を怠ったとき（怠るおそれがあることが明らかであるときを含みます。）
 - (6) 利用者が、1 年間本サービスを利用しないとき

第 7 条（書面の利用等）

利用者は、本サービスが利用できない等の事情がある場合には、契約締結等各種手続きを本サービスによらずにできることを確認します。

第 8 条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

第 9 条（責任）

1. サービス提供者は、利用者に対し直接には何らの責任も負わないものとします。
2. 利用者は、利用者による本サービスの利用に関して第三者に与えた損害については、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、サービス提供者が当該第三者に対して責任を負わないことを確認します。
3. 前2項にかかわらず、利用者が消費者契約法における消費者である場合であって、かつ、サービス提供者の責めに帰すべき事由がある場合、利用者は、サービス提供者に対し、1万円を上限として、当該事由により直接かつ現実に利用者が生じた通常の損害について賠償を請求できるものとします。

第10条（保証の否認）

- 1.登録データとして個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じ。）又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「個人番号」をいいます。）が登録された場合の当該個人情報及び当該個人番号を含むが、これらに限られない。）は、利用者によって管理され、また、サービス提供者によるアクセスは適切に制御され、サービス提供者は取り扱わないものとします。
- 2.サービス提供者は、本サービスにつき一切の保証を行わず、本サービスが応答速度その他の品質を満たすこと、利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者に適用のある法令又は諸規則若しくは基準等（業法、輸出規制、情報保護規制等を含み、日本に限らず、関係する諸外国の法令、規則、基準等も含む。）に適合すること、継続的に利用できること、不具合が生じないこと、及び第三者の権利を侵害しないこと等について、一切の責任を負わないものとし、利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
- 3.本サービスは、取引先の本人性や合意権限を有することを確保、保証するものではなく、サービス提供者はこれらについて一切の責任を負わないものとします。
- 4.第三者製品につき、本規約に明示的に定められているものを除き、第三者ベンダーが負う責任を超えて、サービス提供者が、第三者製品利用条件に基づく賠償責任その他の保証及び責任を負うことはありません。
- 5.サービス提供者は、本サービスを利用して締結される電子契約の内容について一切関知しないものとし、正当な権限を有する者が本サービスを利用して電子契約を締結したことについて何らの保証を行わず、利用者は、自己の責任で取引先が正当な権限を有する者本人が本サービスを利用しているか確認するものとします。

第11条（法令等の遵守）

利用者は、本サービスの利用及び本サービスを利用して行う自己の業務に関して適用される業法、輸出規制等を含む全ての法規制（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含まれます。）を自らの責任で遵守するものとします。

第12条（禁止事項）

利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) サービス提供者若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はサービス提供者若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) 本サービスの他の利用者による利用に重大な支障を与える、又は与えるおそれのある態様において本サービスを利用する行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (15) 第三者製品利用条件に反する行為
 - (16) 次に掲げる情報を送信または掲載する行為
 - ① 人種、民族、信仰、社会的身分に関する情報
 - ② 診療、調剤に関する情報
 - ③ 心身の障がいに関する情報
 - ④ ゲノムに関する情報
 - ⑤ 犯罪に関する情報
 - ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報
 - ⑦ 信用与信情報
 - ⑧ 性生活又は性的指向に関する情報
 - ⑨ 労働組合に関する情報
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにサービス提供者に通知するものとします。
3. サービス提供者は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提

供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。但し、サービス提供者は、ユーザーの行為又はユーザーが提供又は伝送する（利用者の利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）を監視する義務を負うものではありません。

第13条（本サービスの委託）

サービス提供者は、本サービスの一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。この場合、サービス提供者は、当該第三者に本規約において自己が負うのと同様の義務を課するものとし、当該第三者による当該義務の遵守について責任を負うものとします。

第14条（秘密保持）

1. 本規約において、「秘密情報」とは以下各号のいずれかに定めるものをいいます。
 - (1) 秘密である旨を書面又は媒体により特定のうえ開示された情報
 - (2) 口頭により秘密である旨を指定して開示された情報のうち、開示後7日以内に開示者より開示内容について双方にて明確に認識し得る程度に書面又は媒体により特定されたものの
 - (3) ID、パスワード
2. サービス提供者及び利用者は、事前に相手方の書面又は電子メールによる同意を得た場合を除き、本サービスに関して相手方から開示された秘密情報及び本サービスに関して知り得た秘密情報を、第三者に開示し、又は本サービスの利用若しくは提供の目的以外に使用してはなりません。但し、次の各号に該当するものはこの限りではありません。
 - (1) 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報をすることなく独自に知得したもの
 - (2) 相手方から開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
 - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発したもの
3. 前項の定めにかかわらず、サービス提供者及び利用者は、法令により又は権限のある行政機関若しくは司法機関により秘密情報の開示を要求された場合、法令が許容する限り、当該要求のあった旨を遅滞なく開示者に通知し、開示する情報について秘密として取扱いが受けられるよう合理的な努力をしたうえで、適法に開示が要求されている最小限の範囲のみ開示することができるものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、サービス提供者は、本サービス遂行のため、自己が必要と認めた場合には、本サービスのリソースの調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。但し、この場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとします。

5. 本条に基づく秘密保持に関する義務は、利用者の本サービス利用の終了後3年間有効に存続するものとする。

第15条（個人情報）

1. サービス提供者は、本サービス遂行のため利用者より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報を本サービス及び本サービスの営業の目的でのみ使用し、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律を含む関連法令を遵守するとともに、サービス提供者プライバシーポリシーに従い適切に取り扱います。
2. サービス提供者は、本サービス遂行のため必要と認めた場合には、本サービスのリソースの調達先又は本サービスの委託先に対して、当該調達又は委託のために必要な範囲で、利用者から事前の承諾を受けることなく個人情報を開示することができる。但しこの場合、サービス提供者は当該調達先又は委託先に対して、本条に基づきサービス提供者が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、当該調達先又は委託先による当該義務の遵守について責任を負うものとする。

第16条（サービス終了時の処理）

1. 本契約が終了する場合、サービス提供者は、本サービス用のWEBページ上の定めに従い、登録データを抹消します。
2. サービス提供者は、利用者に対して、本サービス用のWEBページの定めに従った登録データの抹消について一切の責任を負わないものとします。
3. 前2項にかかわらず、利用者は有料プランを契約して本サービスを利用する場合は、当該有料プラン利用規約に従い登録データを利用することができるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、以下の各号を保証します。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役職員が、本サービスに関し、著しく粗野又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
 - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと。
 - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと。
2. 利用者が前項に違反した場合、サービス提供者は利用者による本サービスの利用を直ちに終了できるものとします。本項に基づく終了により利用者に損害が発生した場合であっても、サービス提供者は当該損害を賠償する責を負わないものとします。

第 18 条（合意管轄）

本規約及び本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（準拠法）

本規約に基づく契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 20 条（協議事項）

利用者及びサービス提供者は、本規約に定めのない事項又は本規約に関する解釈上の疑義については、協議のうえ解決します。

附則 本規約は、2025 年 7 月 1 日より発効する。

=====

（改定履歴）

2025 年 2 月 1 日 作成（V20250201）

2025 年 5 月 1 日 改定（V20250501）

2025 年 7 月 1 日 改定（V20250701）

=====

以上

別紙：電子証明書

番号	電子証明書	認証局
1	JCAN 証明書	GMO グローバルサイン株式会社
2	日鉄ソリューションズ株式会社 電子契約用電子証明書	日鉄ソリューションズ株式会社